

# NewsLetter

## 2024 1 月



三崎経営労務事務所

〒146-0082  
東京都大田区池上 7-10-7 シールエンドビル 4 階  
☎ 03-3754-6424 📠 03-3754-6427  
E-mail info@misaki-jim.com  
HP <http://misaki-jim.com>

### 今月の CONTENTS

1. みさきコラム
2. 2024 年 4 月から動労条件明示のルールが変わります
3. スタッフコラム（今月は都崎です）
4. 親子関係等を確認する行政手続で戸籍謄抄本が不要に
5. 三崎事務所からのお知らせ
6. 勤務時間外の連絡を拒否したいと思っている人の割合は 72.6% !



### みさきコラム

いつもお世話になっております。三崎です。

12 月末になりますと、1 年を振り返りたくなりますね。皆様にとって 2023 年はどんな年だったでしょうか？

私の 2023 年、私生活の方は半年ほど仮住まい生活になったので、総じて不安定な日々でした。

30 年同じ家に住み続けており、さらに適応能力が衰える年齢だし、仮住まい生活にはなかなか馴染めず、気持ち的に結構負担でした。仮住まいなので物を増やせず買い物を楽しめない、唯一の趣味である植物を植えたり楽しむことができない、などは半年の我慢と思いながらもけっこう閉塞感を感じました。

一方で仕事の方は比較的安定していたと感じています。そう思う大きな原因は「職員の退職が無かった」ことだと感じています。どちらの会社様も同じだと思いますが、人に余裕はありませんので、退職者が出るとすぐに採用し、引継ぎし、と結構な時間と労力を取られます。しかも今は採用大変です。また退職者が出ると残る職員の士気も下がりますし、何より私自身がスタッフに「ダメ出しされた」ような落ち込みを感じてしまいます。なので、退職者がいない、ということは素晴らしいことで、スタッフに感謝の気持ちです。今は採用難で皆さま苦勞されていることと思いますので、今いる社員が定着し退職しない、という社風をつくることは経営の大きな安定なのだと痛感した 2023 年でした。

2024 年はどんな年になるのでしょうか、何よりも「日本経済の景気の回復」と「平和な日常」を祈ります。

## 2024年4月から労働条件明示のルールが変わります

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他一定の**労働条件を明示**しなければなりません（労働基準法（以下「労基法」といいます）15条1項）。この労働条件の明示事項が2024年4月より以下の**4項目が追加**されます。

### 新しく追加される明示事項

- 1 就業場所・業務の変更の範囲
- 2 更新上限
- 3 無期転換申込機会
- 4 無期転換後の労働条件



#### ★全ての労働者に対する追加明示事項

##### 1 就業場所・業務の変更の範囲の明示

就業場所、業務内容の「**変更の範囲**」や**将来の配置転換**を追加記載しなければいけません。

#### ★有期契約労働者に対する追加明示事項

##### 2 更新上限の明示

有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容の明示が必要になります。

☞更新上限を新設・短縮する場合、その理由を有期契約労働者に**あらかじめ**説明することが必要になります。（更新上限の新設・短縮をする**前**のタイミングで）

##### 3 無期転換申込機会の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに**無期転換を申し込むことができる旨の明示**が必要になります。

☞無期転換ルールとは、同一企業との間で有期労働契約が5年を超えて更新された場合、契約社員、アルバイトなどの有期契約労働者からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールです。

##### 4 無期転換後の労働条件の明示

「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、**無期転換後の労働条件の明示**が必要になります。

- Point 1** 全ての労働者に「今後起こり得る」変更の範囲について記載をすることが新たに義務づけられました。  
**Point 2** 有期雇用契約者に無期転換への申し込みの権利が発生したタイミングでの更新時には、「無期転換を申し込めること」と「無期転換後の労働条件の内容」を明示しなければならなくなりました。

更新条件に関する労使間トラブルを避け、意思疎通を円滑化する狙いから労働者への事前説明が義務づけられました。この義務により、労使が労働条件を確認しあう契機となり、紛争の未然防止効果も期待できます。

最近、着付けを習い始めました。

小学生の娘の卒業式に、自分で着物を着られたらいいなと思っていたところ、ちょうど近所に教室を見つけたのがきっかけでした。

いざ始めてみると、小物の名前、着物の部分名称、お洒落着・帯の種類等、着物の畳み方も知らなかった初心者の私には、新しい世界がとても新鮮で楽しい一方、覚えることがたくさんあり過ぎて毎回必死のお稽古となっています。通常は、週1回4ヶ月ほどあれば自分で着られるようになるそうですが・・・

娘は現在小学4年生。卒業式まではまだまだ時間がありますので、長期計画で頑張ります！！都崎



## 親子関係等を確認する行政手続きで戸籍謄抄本が不要に

### 👏 改正戸籍法施行で利便性アップ

令和元年成立の改正戸籍法には、本籍地の市区町村でなければ戸籍謄本を取得できない等の不便を解消するための新システム構築等が盛り込まれていましたが、いよいよ新システムが完成し、令和6年3月から次の3点が変わります。

- 01 行政手続きにおける戸籍謄抄本の添付省略が可能に
- 02 戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略が可能に
- 03 本籍地以外での戸籍謄本発行が可能に

#### 01 行政手続きにおける戸籍謄抄本の添付省略が可能に

例えば健康保険の被扶養者認定や国民年金第3号被保険者の資格取得事務における婚姻歴の確認といった、親子関係や婚姻関係等を確認する手続きでマイナンバーを利用することとなり、戸籍謄抄本の添付省略が可能になります。



#### 02 戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略が可能に

婚姻届や養子縁組届など様々な戸籍の届出の際に、戸籍謄抄本の提出が不要になります。さらに、戸籍の届書が提出後電子化されることで、すぐに新しい戸籍謄抄本が発行できるようになります。

#### 03 本籍地以外での戸籍謄本発行が可能に

住んでいる市区町村や勤務先の最寄りの市区町村の役場の窓口で、自身の戸籍のほか、配偶者、父母、祖父母、子の戸籍の謄本も取得可能になります。

さらに、オンラインで行政手続きをする際に利用可能な戸籍の証明書として、新たに「戸籍電子証明書」が発行されるようになります。パスポートの発給申請時にこの証明書を行政機関に提示することで戸籍証明書等の添付が不要となる予定で、今後、他の手続きにも拡大される見通しです。

## 年末調整を行った会社様へのお願い

年末調整を弊所で承った会社様へのお願いになります。

年明け1月末までに年末調整業務の一環として「給与支払報告書」を各市区町村に提出しなければなりません。つきましては、会社様に各市区町村から届いている「給与支払報告書」の書類一式を弊所あてにお送りいただけますでしょうか。各市区町村封筒の体裁は異なりますが、封筒の表に「給与支払報告書在中」という文言が記載されていると思います。

一括に取りまとめて結構ですので、よろしくお願いいたします。

## 勤務時間外の連絡を拒否したい人の割合は 72.6% !

テレワークや副業などの広まりから働き方が柔軟になった一方で、勤務時間とプライベート時間の区別がつけづらくなってきています。連合が実施した、勤務時間外の業務上の連絡に関する意識や実態、「つながらない権利」に関する意識調査から注目すべき点をご紹介します。

**つながらない権利**→勤務時間外に仕事上のメールや電話への対応を拒否できる権利。フランスやイタリアでは法制化。日本では長期休暇中に電子メールを受信拒否・自動削除するようにして物理的にメールを受信できない仕組みを採用している某企業も。



### ◆調査結果のポイント

- 「勤務時間外に部下・同僚・上司から業務上の連絡がくることがある」72.4%
- 「勤務時間外に部下・同僚・上司から業務上の連絡がくると**ストレスを感じる**」62.2%
- 「“働くこと”と“休むこと”の境界を明確にするために、勤務時間外の部下・同僚・上司からの連絡を制限する必要があると思う」66.7% また、「取引先からの連絡を制限する必要がある」と回答した人の割合も 67.7%ありました。
- 「“つながらない権利”によって勤務時間外の連絡を拒否できるのであれば、そうしたいと思う」72.6%

### ◆“つながらない権利”の法制化

では、日本でつながらない権利が法制化された場合どのようなことが考えられるでしょうか？

企業のサービスの低下、クレーム対応が迅速にできない等が考えられます。つながらない権利の法制化に対応するには、事務手続きをマニュアル化＝誰にでもわかるようにしておくことが今からできる対応策と考えられます。

今後日本でどのように法整備されるのか、注目です。

【日本労働組合総連合会「“つながらない権利”に関する調査 2023】

ご不明な点がございましたらお気軽に弊所までお問い合わせください。

☎ 03-3754-6424